

公益社団法人日本図書館協会 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事選定規程

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第30条第5項の規定により行われる理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定に必要な事項を定める。

第2条 理事長の選定については、理事の互選による。

2 自薦、他薦による立候補者が1名のときは、信任投票を行う。出席理事の過半数の賛成があった場合信任されたものとする。

3 立候補者が複数の場合は、投票を行う。出席理事の過半数の票を得た候補者のうち、得票の多い者を理事長とする。

4 いずれの候補者も出席理事の過半数の票が得られなかったときは、得票が上位の者2名による決選投票を行う。

第3条 副理事長の選定は、理事長の推薦による。信任投票とし、出席理事の過半数の賛成により選出される。

第4条 専務理事及び常務理事の候補者については、理事長の推薦による。信任投票とし、出席理事の過半数の賛成により選出される。

第5条 この規程の改廃については、理事会の議決を要する。

附則 本規程は、平成26年1月21日から施行する。